

(昭和48年2月14日制定)

(昭和53年7月1日改正)

(昭和58年6月21日改正)

(昭和62年5月12日改正)

社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を横浜市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、ビルメンテナンス業を技術的、経済的及び社会的に進歩及び向上させるとともに、ビルにおける健康で安全な環境条件の維持発展に努め、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する技術の向上及び経営の進歩改善のための調査、研究及び教育研修
- (2) 中高年齢者及び身体障害者の雇用促進のための協力
- (3) 公害防止対策及び産業廃棄物の処理対策への協力
- (4) ビルメンテナンスの健全なる発展方策の研究、立案及び実施
- (5) ビルメンテナンスに関する知識の啓発、資料の頒布及び連絡協調
- (6) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の目的に賛同する者で、神奈川県内においてビルメンテナンス業を営む法人又は個人を正会員とする。

- 2 前項の会員以外のビルメンテナンス業を営む法人又は個人を準会員とすることができる。

(会費及び入会金)

第6条 会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が解散し又は死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を6箇月以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の抛出金品は、一切返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 3人

(3) 常務理事 1人

(4) 理 事 15人以上20人以内

(会長、副会長及び常務理事を含む)

(5) 監 事 3人

2 役員は、別に定めるところにより、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は、任期が満了した場合においても、後任者が、就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第14条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与若干人を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問、及び参与は理事会の決議に基づいて会長が委嘱し会長の諮問にこたえるものとする。

第 4 章 会 議

(総会の構成等)

第15条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の招集)

第17条 定期総会は、毎年2回以上会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の3分の1以上若しくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員の数

- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 相談役、顧問、参与及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、つぎの事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第25条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第28条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第29条 第22条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員」とあるのは「出席理事」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第30条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。ただし、事務局長は、理事会の承認を得るものとする。

(事務局規定)

第31条 事務局及び職員に関する規定は、理事会において定める。

第 6 章 資産、事業計画等

(資産の構成等)

第 3 2 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

2 資産の管理は、会長がこれにあたり、現金は預金とし、不動産は本会名義をもって登記するものとする。

(経 費)

第 3 3 条 本会の経費は、前条第 1 項の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 3 4 条 本会の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 3 5 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の議決を経たうえ、事業年度開始までに総会に提出して承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 3 6 条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 7 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 3 8 条 本会は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 3 9 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 4 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 3 4 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 4 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、昭和 5 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 4 条の規定にかかわらず、昭和 5 3 年度の事業年度は昭和 5 3 年 7 月 1 日から昭和 5 4 年 5 月 3 1 日までとする。
- 3 この定款は、昭和 5 8 年 6 月 2 1 日から適用する。
- 4 この定款は、昭和 6 2 年 5 月 1 2 日から適用する。